

平戸市監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和7年11月28日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の対象及び監査の期間

市民生活部健康ほけん課 令和7年10月9日～10日

水道局 令和7年10月23日～24日

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

(1) 収入事務が適法・適正に行われているか。

(2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

(1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

(2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの ・予算を目的外に支出していると認められるもの ・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの ・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの ・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

■市民生活部健康ほけん課

【指導事項】

1. 例規の整備について

平戸市国民健康保険運営協議会規則において、事務局に関する規定がなかったので、適正な例規整備に努められたい。

2. 契約事務について、

契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 令和5年度及び6年度のがん検診等業務委託及び特定健康診査業務委託において、執行伺等の手続きを経ることなく、契約締結の処理がなされていた。
- (2) 令和5年度の健康管理システム特定健診・特定保健指導第4期対応改修業務ほか10件において、1者随意契約または業者選定の理由が記載されていないものや、記載はあっても選定の理由が不明瞭なものがあった。
- (3) 令和5年度の度島直診薬用冷凍冷蔵庫導入事業において、見積依頼に係る仕様書では、同等品は認めないと指示されていたが、商品がモデルチェンジにより販売停止されていたため、結果、契約締結後に同等品を承認する手続きがなされていた。
- (4) 令和5年度の産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、執行伺において、1者随意契約の理由を「医療産業廃棄物の処理を行う業者が市内に1者のみのため」としA社を選定しているが、A社は産業廃棄物収集運搬業の許可事業者であり、処理はできないため、その理由は不適當である。

一方、契約締結伺において、収集運搬についてはA社、処分については、これまでの執行伺及び価格等決定伺にはなかったB社を契約相手方とする手続きがなされていた。

- (5) 令和5年度の旧大島診療所・歯科診療所解体工事において、工事による影響の有無を調べるための家屋調査を行った住民に対し、工事完了後、異常があれば申し出るよう通知している。住民への通知後、1年を経過しても申し出がなかったものと思われるが、最終的にその旨の決裁がなされていなかった。
- (6) 度島診療所職員用宿舍の建物賃貸借契約において、契約書の第4条で、賃貸借期間は令和5年6月10日から令和6年3月31日までとし、契約満了の際、賃貸人貸借人双方において何ら意思表示をしないときは、この契約と同一条件をもって更に1年間自動更新する旨の契約としている。

地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは適當ではない。

- (7) 大島診療所・大島歯科診療所自家用電気工作物保安管理業務ほか1件において、

契約期間を5年間とする長期継続契約が締結されているが、本市の「長期継続契約の運用」が示す契約期間は2年となっている。また、長期継続契約の締結が可能と思われるものが、単年度契約となっているため、経費削減、事務負担軽減を踏まえ、内容を検討されたい。

【意見】

1. 第三期平戸市保健事業実施計画（データヘルス計画）・第四期特定健康診査等実施計画について

当計画では、現状の整理を行うため、第二期計画において設定した中長期的な3つの目標と、それを達成するための4つの短期的目標及び3つの保健事業の評価を行っている。

しかしながら、その評価では、短期的目標及び保健事業のほとんどが未達成にもかかわらず、中長期的目標は全て目標を達成していたことから、目標設定や目標達成のための手段が妥当であったかを十分に検討・考察し、今後の事業実施に生かしていただきたい。

また、この計画書は、市のホームページにおいて公表されているが、計画の中で減らしたいとするメタボや高血圧、脂質異常、高血糖に係る情報は何も掲載されていない。国保加入者だけでなく全市民が自分の健康状態や健康診断について考えるきっかけや気づきとなるよう、症状や日常生活で気をつけることなどの周知を検討していただきたい。

さらに、特定健診受診率を向上させるため、ナッジ理論（強制や禁止をしない代わりに、環境や選択肢の提示方法を工夫して、相手が自ら望ましい行動を選ぶように促す考え方）に基づく取組みがなされているが、良い取組みであると思慮することから、引き続き、これを活用し健診未受診者の減少を図っていただきたい。

■水道局

【指摘事項】

1. 予定価格について

獅子地区配水管布設替工事（2工区）ほか1件について、指名競争入札において不落となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約による発注が行われている。しかしながら、同条第2項では「最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」と規定されているが、当該契約における予定価格について変更がなされていたため、同政令に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【指導事項】

1. 長期継続契約について

水道事業会計システム保守業務において、契約期間を5年間とする長期継続契約が締結されている。本市の「長期継続契約の運用」において、契約にあつては、特約事項として「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる」旨を明記するとされているが、本契約書にはその事項がなかったため、適正な事務処理に努められたい。

2. 水道メーター検針業務について

本業務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市水道局検針事務委託規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 本業務については、個人又は法人と委託契約を締結しており、受託者の資格要件にあつては、規程第3条に「諸税等の滞納がなく、破産者でないもの」などを規定し、第4条に定める住民票抄本や納税証明書等の提出を求めている。

しかしながら、新規申込者には、それを求めていたものの、更新者には提出させていなかったため、更新者にあつても毎年の提出を求め、確認することが適当である。

また、第4条に規定する身分証明書として、運転免許証の写しを提出させているが、これでは破産者の確認をすることができない。本来、この身分証明書とは、市が発行する破産に関する通知を受けていないことを証明するものと思われる。

- (2) 規程第6条に規定する連帯保証人について、「平戸市に3年以上居住する資産所有者1人の連帯保証人を立てなければならない」とされているが、確認できる書類がなかった。
- (3) 規程第9条に規定する検針員受託証明書（様式第2号）について、その証明書には有効期限の記載がない。検針業務の委託期間は単年度であるが、更新も可能なため、初めに発行（古いものは平成22年4月1日）した証明書が、現在も継続使用されている。

証明書は、水道局で管理し、検針の際に貸与していることから紛失等により不正利用されるリスクは少ないが、有効期限を定め数年に一度は更新を行うことなどを検討されたい。

【意見】

1. 今後の水道施設の整備について

水道事業においては、人口減少に伴い料金収入が減少する一方で、施設や管路の老朽化が進んでいる。「平戸市水道ビジョン」では触れられていないが、施設更新を計画するときは、ろ過池や配水池など大型構造物については、更新費用より安価で耐用年数を伸ばすことが可能な長寿命化についても検討を行って頂きたい。

また、給水人口が減少しているため、更新事業を行う際には、施設のダウンサイジングを検討し、更新費用及び維持費の縮減に努めていただきたい。

さらに、市の中部地域には小規模の水源や浄水場があるが、平戸北部地区や中南部地区からの送水も可能と思われるため、施設の統合廃止についても検討を行って頂きたい。